

第26回参議院福島県選出議員選挙

公費負担の手引き

福島県選挙管理委員会

目 次

1	公費負担の対象とその限度額	1
2	公費負担手続図	3
3	公費負担手続について	6
4	記載例参照頁一覧	10
5	各種様式記載例	
(1)	契約届出書	12
(2)	確認申請書	22
(3)	確認書	30
(4)	証明書	38
(5)	請求書	50
(6)	契約書見本	74

この手引きは、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明し、併せて届出に必要な用紙の記載例を添付したものです。（各用紙は、公費負担関係配付用紙等の中にあります。）

候補者及び候補者と契約を締結した契約業者等は、この手引きの説明要領により、間違いのないように手続きをしてください。

（注）この公費負担経費（政見放送において持込み方式を選択する場合を除く）は、候補者が供託物を没収された場合には請求することができませんので、御留意ください。

1 公費負担の対象と限度額

区分	公費負担の限度額
<p>1 選挙運動用自動車の使用</p> <p>※ 同一の日について(1)と(2)の方式の契約をした場合には、候補者は、当該の日においていずれかの方式を指定しなければならない。</p>	<p>(1) 一般運送契約の場合（ハイヤー方式） 自動車1台につき選挙運動用自動車として使用された各1日につき契約により支払うべき金額（限度額 64,500円）× 使用日数（限度：立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内での実際の使用日数 [選挙運動期間:18日間]）</p> <p>※参考 $64,500円 \times 18日 = 1,161,000円$</p> <hr/> <p>(2) (1)の一般運送契約以外の契約（レンタル方式）</p> <p>① 自動車の借入契約 自動車1台につき選挙運動用自動車として使用された各1日につき、契約により支払うべき金額（限度額 16,100円）× 使用日数 [選挙運動期間:18日間]</p> <p>※参考 $16,100円 \times 18日 = 289,800円$</p> <p>② 自動車の燃料供給契約 候補者の選挙運動用自動車ごとに契約により供給した燃料の代金。ただし、県選挙管理委員会が確認したもの（確認限度額 7,700円）× 立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内 [選挙運動期間:18日間]</p> <p>※参考 $7,700円 \times 18日 = 138,600円$</p> <p>③ 自動車の運転手の雇用契約 自動車の運転手1人について運転業務に従事した各1日につき契約により支払うべき金額（限度額 12,500円）× 運転業務従事日数（限度：立候補届出の日から選挙期日の前日までの範囲内での実際の従事日数 [選挙運動期間:18日間]</p> <p>※参考 $12,500円 \times 18日 = 225,000円$</p> <p>注意：候補者と生計を一にする親族との間で契約した場合には、これらの親族が自動車の賃貸、燃料販売、自動車運転を業として行っている者に限る。</p>
<p>2 選挙運動用通常葉書の作成</p>	<p>契約による通常葉書1枚の作成単価（限度額:下記(1)又は(2)）× 作成枚数（限度：法定枚数 45,000枚の範囲内であることにつき県選挙管理委員会が確認したものに限られる。）</p> <p>(1) 契約ごとの作成枚数が 35,000枚以下の場合 7円 95銭</p> <p>(2) 契約ごとの作成枚数が 35,000枚を超える場合 $278,250円 + (6円 88銭 \times (作成枚数 - 35,000枚))$ 作成枚数 （1 銭未満の端数は1 銭）</p>
<p>3 選挙運動用ピラの作成</p>	<p>契約によるピラ1枚の作成単価（限度額：下記(1)又は(2)参照）× 作成枚数（限度：法定枚数 160,000枚 [2種類以内]の範囲内であることにつき県選挙管理委員会が確認したものに限られる。）</p> <p>(1) 契約ごとの作成枚数が 50,000枚以下の場合 7円 73銭</p> <p>(2) 契約ごとの作成枚数が 50,000枚を超える場合 $386,500円 + (5円 18銭 \times (作成枚数 - 50,000枚))$ 作成枚数 （1 銭未満の端数は1 銭）</p>

区 分	公 費 負 担 の 限 度 額
4 選挙事務所の立札及び看板の類の作成	契約による立札及び看板の類 1 枚の作成単価 (限度額: 56,613円) × 作成枚数 (限度: 法廷枚数 6 枚の範囲内であることにつき県選挙管理委員会が確認したものに限られる。) ※参考 56,613円 × 6 枚 = 339,678円
5 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	契約による立札及び看板の類 1 枚の作成単価 (限度額: 53,601円) × 作成枚数 (限度: 法廷枚数 4 枚の範囲内であることにつき県選挙管理委員会が確認したものに限られる。) ※参考 53,601円 × 4 枚 = 214,404円
6 個人演説会場の立札及び看板の類の作成	契約による立札及び看板の類 1 枚の作成単価 (限度額: 40,954円) × 作成枚数 (限度: 法廷枚数 5 枚の範囲内であることにつき県選挙管理委員会が確認したものに限られる。) ※参考 40,954円 × 5 枚 = 204,770円
7 選挙運動用ポスターの作成	契約によるポスター 1 枚当たりの作成単価 (限度額: 下記参照) × 作成枚数 (限度: 当該選挙区におけるポスター掲示場数の 2 倍の範囲内であることにつき県選挙管理委員会が確認したものに限られる) ※限度単価 $\frac{586,905円 + (28円 \times 35銭 \times (ポスター掲示場数 - 500枚))}{ポスター掲示場数} \quad (1円未満の端数は1円)$ ※参考: 第26回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場数 6,747 枚 × 参考単価 114円
8 政見放送(持込ビデオ方式)のための録音又は録画	それぞれ契約による ① 録音一種類当たりの単価 (限度額: 226,000円) + 複製 1 本当たりの単価 (限度額: 2,000円) × 最大 3 本 ② 録画一種類当たりの単価 (限度額: 2,873,000円) + 複製 1 本当たりの単価 (限度額: 34,000円) × 最大 7 本 ※ ①参考 226,000円 + 2,000円 × 3 本 = 232,000円 ※ ②参考 2,873,000円 + 34,000円 × 7 本 = 3,111,000円

※ 上記 1 ～ 7 の選挙公営は、供託物が国庫に帰属することとならない場合に限られる

[参考] 供託物が没収される場合 (得票数が供託物没収点に達しないとき)

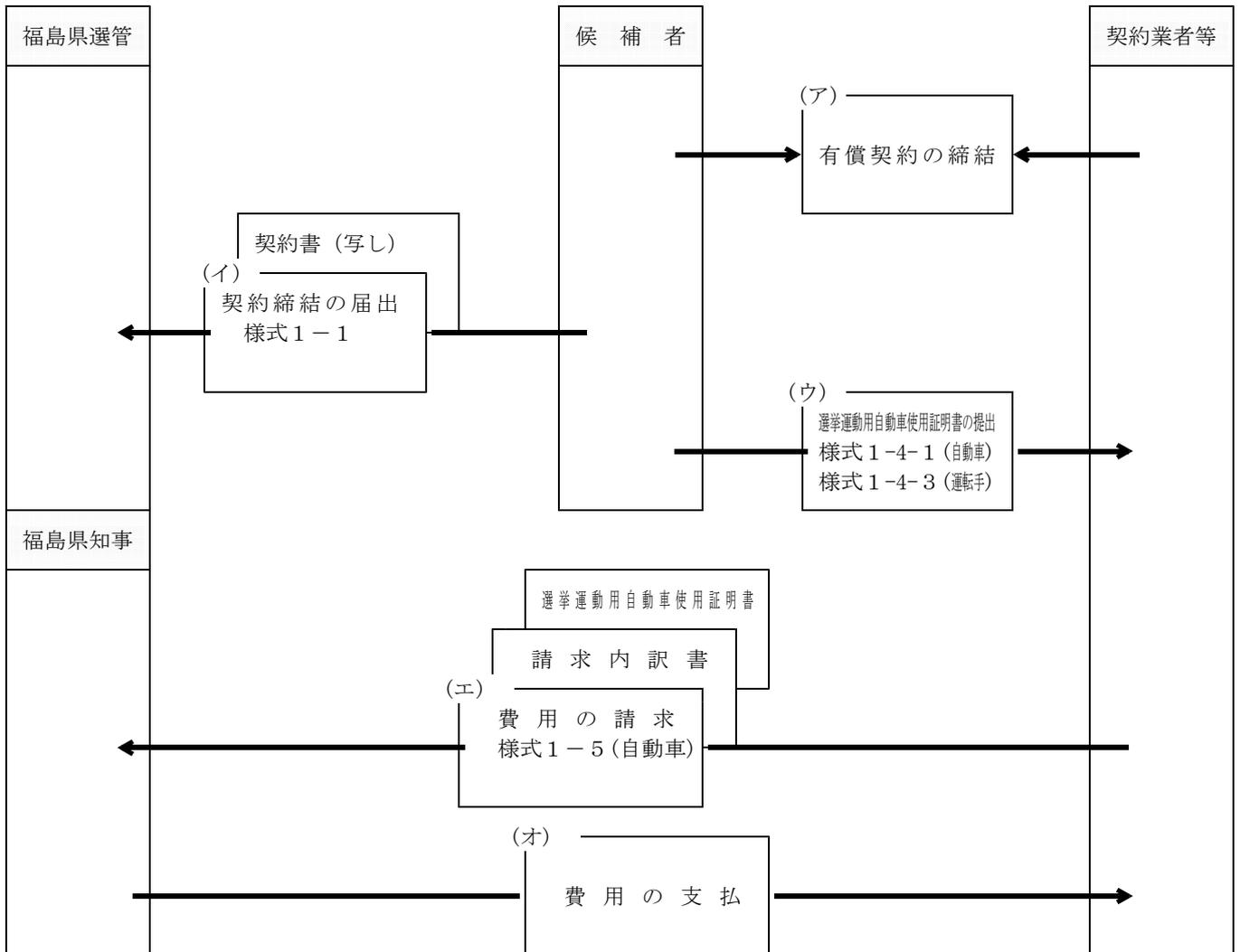
$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区定数}} \times \frac{1}{8}$$

$$\text{令和元年 7 月 21 日 執行 第 25 回 参議院 議員 通常 選挙 にお ける 供託 物 没収 点} = \frac{823,874}{1} \times \frac{1}{8} = 102,984.250$$

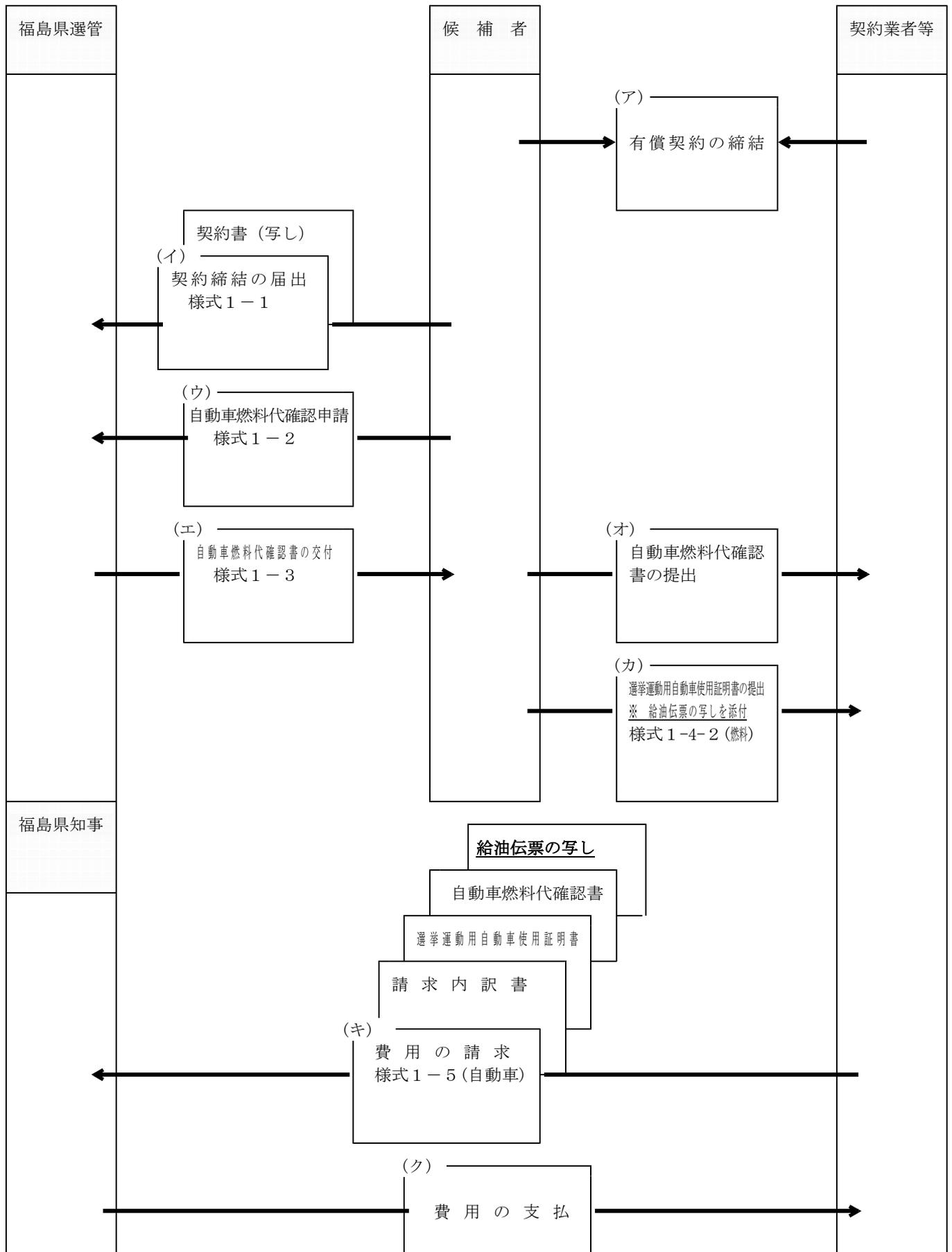
2 公費負担手続図

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営

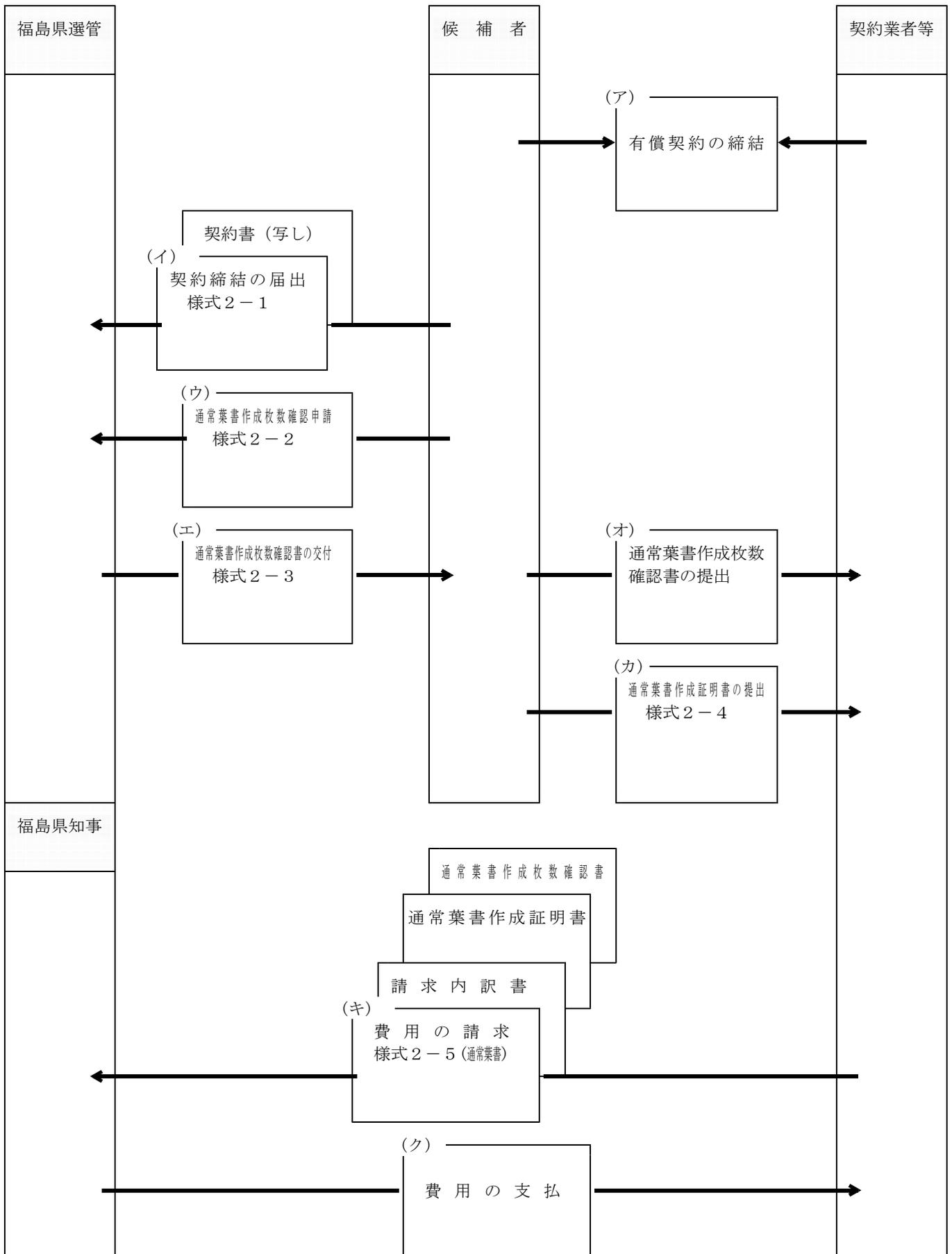
① ハイヤー方式及びレンタル方式（自動車の借入、運転手の雇用）の場合



② レンタル方式（燃料の供給）の場合



(2) 選挙運動用通常葉書の作成の公営（※(1)を除いた他の公営も同様の流れ）



3 公費負担手続について

この制度は、参議院福島県選出議員選挙に関して、候補者と契約業者との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」等の各有償契約について、公職選挙法及び同法施行令で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、福島県が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

1 契約締結の届出

- (1) この制度の適用を受けようとする候補者は、各契約を締結後、県選挙管理委員会にその届出をしなければなりません。

ア 選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の使用については「一般運送契約」と「一般運送契約以外の契約」があり、候補者が選択することになります。

○ 一般運送契約

一般乗用旅客自動車運送事業者との契約であり、国土交通大臣から認可を受けているタクシー・ハイヤー等の借り上げ契約が該当します。

この場合は、車両、燃料代及び運転手の全てを含む契約となります。

○ 一般運送契約以外の契約

①自動車の借入れ、②燃料の供給、③運転手の雇用のそれぞれの契約をいいます。

※1 「一般運送契約以外の契約」の場合は、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限られます。

※2 運転手について、同一の日に2人以上の運転手が雇用される場合は、候補者が指定するいずれか1人が公費負担の対象となります。

※3 同一の日に2つの方式の契約をした場合には、候補者が指定するいずれかの方式が公費負担の対象となり、また、同一の日に2台以上使用した場合には、候補者が指定するいずれか1台が公費負担の対象となります。

※4 「①自動車の借入れ」については、選挙運動用自動車本体の借入れ金額のみが公費負担の対象となり、アンプ、スピーカー等のレンタル代や任意保険料などの付帯料金等については、公費負担の対象なりません。

選挙運動用自動車本体の借入れ代金と放送設備等の自動車本体以外の代金を合算したパック料金による契約の場合は、選挙運動用自動車本体と本体以外の代金が明示された契約が必要になります。

いずれも各契約ごとに締結の届出をしてください。

イ 通常葉書の作成、ピラの作成、選挙事務所用立札・看板の作成、自動車等取付用立札・看板の作成、個人演説会場用立札・看板の作成、ポスターの作成、政見放送用録音・録画

いずれも各契約ごとに締結の届出をしてください。

(2) 契約書等（写）の添付

公費負担の対象となるのは、**有償契約**に限られます。

届出書を提出する際は、**契約書写を各契約の届出書に添付**してください。

- ① 契約書の内容は、「有償契約であり、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていること」が必要です。

※ 「有償契約であり、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が明示」されていれば、既存の契約書を使用しても結構です。

P. 74以降の契約書見本を参考にしてください。

- ② 公職選挙法施行規則の改正により、**選挙運動用自動車（燃料代）の契約に係る届出書の「契約内容」には、自動車登録番号又は車両番号の記載が、「備考」欄には、単価契約をした場合の契約単価の記載が義務づけられました**のでご注意願います。

(3) 届出の時期

立候補の届出前に契約を締結した場合には「立候補届出時」に、立候補の届出後に契約が締結された場合には、「契約締結後直ち」に届け出てください。

2 確認申請

- (1) 以下の契約については、公費負担の対象となるかどうか確認するため、「**確認申請**」が必要となります。

ア 一般運送契約以外の選挙運動用自動車の使用（燃料）

※ 自動車登録番号又は車両番号及び単価契約を締結した場合は契約単価を記載してください。

イ 通常葉書の作成

ウ ビラの作成

エ 選挙事務所用立札・看板の作成

オ 自動車等取付用立札・看板の作成

カ 個人演説会場用立札・看板の作成

キ ポスターの作成

(2) 申請書の提出

申請に対して県選挙管理委員会が、「確認書」を交付するため、「申請書」は**候補者又はその代理人が直接持参**してください（申請は契約締結の届出をしたものに限られます）。

申請は**契約の相手方（契約業者等）ごと**に行い、それぞれの「申請書」には、すでに確認を受けた（又は確認申請中の）金額又は枚数を記載する必要がありますので、「申請書」の控えか写しを保管してください。

(3) 確認書の交付

県選挙管理委員会が確認後、「確認書」を交付します。

この「確認書」は**直ちに契約の相手方に渡してください。**

3 証明書の交付

- (1) 候補者が、自動車の使用等を公費負担により行うときは、次により「証明書」を作成し、**契約業者等に各1部を交付**しなければなりません。
- (2) 証明書の作成等
上記「証明書」は、**各契約ごとに作成**してください。
記載内容については、各様式の備考を参照してください。
- (3) 証明書の請求書への添付
候補者が契約業者等に交付した上記「証明書」は、**契約業者等が福島県に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。**
- (4) 選挙運動用自動車の使用（自動車借入れ・運転手）に係る「証明書」の留意事項
自動車を借入れた日ごと又は運転手を使用した日ごとに記載してください。
- (5) 選挙運動用自動車の使用（燃料）に係る「証明書」の留意事項
 - ・ **燃料供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載**してください。
 - ・ **燃料の供給を受けた日ごとに記載**してください。
 - ・ 候補者が契約業者に「使用証明書」を交付する際には、「給油伝票の写し」を添付してください。

4 費用の請求

- (1) 契約締結の「届出」から「証明書」の交付までの事務が完了したのものについて、**契約業者等**は、当該候補者が、供託物を没収されないこと（開票後の選挙会で決定されます）を確認のうえ、下記により請求書を作成し、**県選挙管理委員会へ持参**してください。
- (2) 請求書の作成等
契約ごとに1部作成してください。
なお、作成は各様式の備考を参照してください。
- (3) 添付書類
「請求書」を提出するときは、**候補者から提出される「確認書」、「証明書」を添付**しなければなりません。
（一般運送契約による選挙運動用自動車の使用、一般運送契約以外の契約による選挙運動用自動車の使用〔自動車の借入れ、運転手の雇用〕は不要）
また、**選挙運動用自動車の使用（燃料）**については、候補者から受領した「給油伝票の写し」の添付が義務づけられておりますので必ず添付するようにしてください。
なお、支払いは口座振替によって行いますので、振込口座の通帳の写しも併せて添付してください

※ 「給油伝票の写し」について

下記の内容が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し

- ・ 燃料供給を受けた日付
- ・ 燃料供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の4けた
- ・ 燃料供給量
- ・ 燃料供給金額

別紙「公費負担請求に必要な給油伝票の例」(P.57)を参考にしてください。

(4) 費用の請求は、選挙終了後速やかに行うようお願いします。

5 各種届出先（契約届出書、確認申請書、請求書）

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号（県庁本庁舎2階）

福島県選挙管理委員会事務局

電話：024-521-7062

FAX：024-521-7878

4 記載例参照頁一覧

種 類			参 照 頁 数	様 式 番 号	
選 挙 運 動 用 自 動 車	ハイヤー	レンタル			
	○		選挙運動用自動車の使用の契約届出書	13 様式1-1	
	○		選挙運動用自動車運送契約書	75	
		○	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	14 様式1-1	
		○	選挙運動用自動車賃貸借契約書	76	
		○	選挙運動用自動車燃料供給契約書	77 単価契約	
		○	選挙運動用自動車燃料供給契約書	78 単価契約以外	
		○	選挙運動用自動車運転契約書	79	
		○	自動車燃料代確認申請書	23 様式1-2	
		○	自動車燃料代確認書	31 様式1-3	
		○	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	39 様式1-4-1	
		○	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	40 様式1-4-1	
		○	選挙運動用自動車使用証明書(燃 料)	41 様式1-4-2	
		○	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	42 様式1-4-3	
		○	請求書(選挙運動用自動車の使用)	51 様式1-5	
		○	請求内訳書	52 様式1-6その1	
		○	請求書(選挙運動用自動車の使用)	53 様式1-5	
		○	請求内訳書(自動車の借入)	54 様式1-6その2(1)	
	通 常 葉 書			通常葉書作成契約届出書	15 様式2-1
				通常葉書作成契約書	80
			通常葉書作成枚数確認申請書	24 様式2-2	
			通常葉書作成枚数確認書	32 様式2-3	
			通常葉書作成証明書	43 様式2-4	
			請求書(通常葉書の作成)	60 様式2-5	
			請求内訳書	61 様式2-6	
ビ ラ			ビラ作成契約届出書	16 様式3-1	
			ビラ作成契約書	81	
			ビラ作成枚数確認申請書	25 様式3-2	
			ビラ作成枚数確認書	33 様式3-3	
			ビラ作成証明書	44 様式3-4	
			請求書(ビラの作成)	62 様式3-5	
			請求内訳書	63 様式3-6	

	種 類	参照 頁数	様 式 番 号
事 務 所 看 板 類	選挙事務所用立札・看板作成契約届出書	17	様式4-1
	選挙事務所用立札・看板作成契約書	82	
	選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書	26	様式4-2
	選挙事務所用立札・看板作成数確認書	34	様式4-3
	選挙事務所用立札・看板作成証明書	45	様式4-4
	請求書(選挙事務所用立札・看板の作成)	64	様式4-5
	請求内訳書	65	様式4-6
自 動 車 等 看 板 類	自動車等取付用立札・看板作成契約届出書	18	様式5-1
	自動車等取付用立札・看板作成契約書	83	
	自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書	27	様式5-2
	自動車等取付用立札・看板作成数確認書	35	様式5-3
	自動車等取付用立札・看板作成証明書	46	様式5-4
	請求書(自動車等取付用立札・看板の作成)	66	様式5-5
	請求内訳書	67	様式5-6
演 説 会 場 看 板 類	個人演説会場用立札・看板作成契約届出書	19	様式6-1
	個人演説会場用立札・看板作成契約書	84	
	個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書	28	様式6-2
	個人演説会場用立札・看板作成数確認書	36	様式6-3
	個人演説会場用立札・看板作成証明書	47	様式6-4
	請求書(個人演説会場用立札・看板の作成)	68	様式6-5
	請求内訳書	69	様式6-6
ポ ス タ ー 類	ポスター作成契約届出書	20	様式7-1
	ポスター作成契約書	85	
	ポスター作成枚数確認申請書	29	様式7-2
	ポスター作成枚数確認書	37	様式7-3
	ポスター作成証明書	48	様式7-4
	請求書(ポスターの作成)	70	様式7-5
	請求内訳書	71	様式7-6
政 見 放 送	政見放送用の録音・録画の契約届出書	21	様式8-1
	政見放送用の録音・録画に関する契約書	86	
	政見放送用録音・録画証明書	49	様式8-2
	請求書(政見放送用の録音・録画)	72	様式8-3
	請求内訳書	73	様式8-4

5 各種様式記載例

1 契約届出書（記載例）

（候補者 → 県選挙管理委員会）

(様式1-1)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 00年 00月 00日

令和00年00月00日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** ㊟

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 00・00・00	福島市00町0番0号 株式会社00タクシー代表取締役 福島 一郎	00・00・00 ～ 00・00・00	000,000円	
・	・	・ ～ ・	円	

2 1に掲げる契約以外の場合（前記1の場合は記載不要）

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和 ・		・ ～ ・	円	
	・		・ ～ ・	円	
運転手の雇用	・		・ ～ ・	円	
	・		・ ～ ・	円	
燃料	・		(自動車登録番号 又は車両番号)	円	
料代	・		(自動車登録番号 又は車両番号)	円	

- 備考
- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - 2の「契約内容」の欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 「燃料代」にあっては、単価契約をした場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
 - 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式1-1)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 00年 00月 00日

令和00年00月00日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選 拳 太 郎** ㊦

福島県選挙管理委員会委員長 遠 藤 俊 博 様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	
令和 ・ ・		・ ・ ・	円	
・ ・		・ ・ ・	円	

2 1に掲げる契約以外の場合（前記1の場合は記載不要）

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借 入 れ 期 間 等	契 約 金 額	
自動車の借入れ	令和 00・00・00	福島市00町0番0号 ㈱00自動車工業代表取締役 福島 二郎	00・00・00 ～ 00・00・00	000,000円	
	・ ・		・ ・ ・	円	
運転手の雇用	00・00・00	福島市00町0番0号 福島 四郎	00・00・00 ～ 00・00・00	000,000円	
	・ ・		・ ・ ・	円	
燃料代	00・00・00	福島市00町0番0号 00石油㈱ 代表取締役 福島 三郎	(自動車登録番号 又は車両番号) 福島000 あ 0000	000,000円	000,000円 / 1ℓ
	・ ・		(自動車登録番号 又は車両番号)	円	

- 備考
- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - 2の「契約内容」の欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 「燃料代」にあっては、単価契約をした場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
 - 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式 2 - 1)

通常葉書作成契約届出書

次のとおり通常葉書の作成契約を締結したので届け出ます。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** ㊟

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 〇〇・〇〇・〇〇	福島市〇〇町〇番〇号 〇〇印刷(株) 代表取締役 福島 五郎	〇〇, 〇〇〇枚	〇〇〇, 〇〇〇円	
・ ・		枚	円	
・ ・		枚	円	

- 備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式 3-1)

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 00年 00月 00日

令和00年00月00日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** ㊟

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 00・00・00	福島市00町0番0号 00印刷(株) 代表取締役 福島 六郎	0枚	000,000円	0種類
・ ・		枚	円	
・ ・		枚	円	

- 備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式4-1)

選挙事務所用立札・看板作成契約届出書

次のとおり選挙事務所用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** ㊟

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約数	作成契約金額	
令和 〇〇・〇〇・〇〇	福島市〇〇町〇番〇号 〇〇看板株式会社 代表取締役 福島 七郎	〇枚	〇〇〇, 〇〇〇円	
・ ・		枚	円	
・ ・		枚	円	

- 備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式 5 - 1)

自動車等取付用立札・看板作成契約届出書

次のとおり自動車等取付用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** ㊟

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約数	作成契約金額	
令和 〇〇・〇〇・〇〇	福島市〇〇町〇番〇号 〇〇看板株式会社 代表取締役 福島 八郎	〇枚	〇〇〇, 〇〇〇円	
・ ・		枚	円	
・ ・		枚	円	

- 備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式6-1)

個人演説会場用立札・看板作成契約届出書

次のとおり個人演説会場用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** ㊟

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約数	作成契約金額	
令和 〇〇・〇〇・〇〇	福島市〇〇町〇番〇号 〇〇看板株式会社 代表取締役 福島 九郎	〇枚	〇〇〇, 〇〇〇円	
・ ・		枚	円	
・ ・		枚	円	

- 備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式7-1)

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** ㊟

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 〇〇・〇〇・〇〇	福島市〇〇町〇番〇号 〇〇印刷(株) 代表取締役 福島 十郎	〇枚	〇〇〇, 〇〇〇円	
・ ・		枚	円	
・ ・		枚	円	

- 備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

政見放送用の録音・録画の契約届出書

次のとおり政見放送用の録音・録画の契約を締結したので届け出ます。

令和 〇〇年〇〇月〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博様

令和〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 選挙太郎 (印)

記

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			録音・録画一種類の契約単価	複製数	複製契約金額	
政見放送用の録音	令和 〇〇. 〇〇. 〇〇	福島市〇〇町〇番〇号 株式会社〇〇企画 代表取締役 福島 十一郎	〇〇,〇〇〇円	〇	〇〇,〇〇〇円	
政見放送用の録画	〇〇. 〇〇. 〇〇	福島市〇〇町〇番〇号 有限会社〇〇映像 代表取締役 福島 十二郎	〇〇,〇〇〇円	〇	〇〇,〇〇〇円	

備考

- この様式は、参議院選挙区選出議員の選挙の場合の様式です。
- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

2 確認申請書（記載例）

（候補者 → 県選挙管理委員会）

(様式 1 - 2)

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、公職選挙法施行令第 109 条の 4 第 2 項第 2 号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 00年 00月 00日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤 俊博 様

令和 00年 00月 00日 執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** ㊞

記

- 1 契約年月日 令和 00年 00月 00日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
福島市 00町 0番 0号 00石油株式会社 代表取締役 福島 三郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
福島 000 あ 0000
- 4 確認申請金額 00,000 円

区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	00,000 円	00,000 円
今回の購入金額 (b)	00,000 円	00,000 円
燃料代計 (a)+(b)	00,000 円	00,000 円
備 考	(000円 00銭×000ℓ)	

備 考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに、別々に候補者から福島県に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式2-2)

通常葉書作成枚数確認申請書

次の通常葉書作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 00年 00月 00日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博様

令和00年00月00日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** ㊞

記

- 1 契約年月日 令和 00年 00月 00日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
福島市00町0番0号 00印刷株式会社 代表取締役 福島 五郎
- 3 確認申請枚数 00,000 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	00,000 枚	00,000 枚
今回の枚数(b)	00,000 枚	00,000 枚
枚 数 計 (a)+(b)	00,000 枚	00,000 枚
備 考		

備 考

- この申請書は、通常葉書作成業者ごとに別々に候補者から福島県に提出してください。
- この申請書は、通常葉書作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他の通常葉書作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式 3-2)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤 俊博 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** ㊞

記

1 契約年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

福島市〇〇町〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役 福島 六郎

3 確認申請枚数 〇〇, 〇〇〇 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	〇〇, 〇〇〇 枚	〇〇, 〇〇〇 枚
今回の枚数(b)	〇〇, 〇〇〇 枚	〇〇, 〇〇〇 枚
枚 数 計 (a) + (b)	〇〇, 〇〇〇 枚	〇〇, 〇〇〇 枚
備 考		(〇 種類 〇〇, 〇〇〇 枚)

備 考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から福島県に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式4-2)

選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書

次の選挙事務所用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤 俊博 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** 印

記

1 契約年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
福島市〇〇町〇番〇号 〇〇看板株式会社 代表取締役 福島 七郎

3 確認申請数 〇 枚

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数(a)	〇 枚	〇 枚
今回の数(b)	〇 枚	〇 枚
計 (a)+(b)	〇 枚	〇 枚
備考		

備考

- この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から福島県に提出してください。
- この申請書は、選挙事務所用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式 5 - 2)

自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書

次の自動車等取付用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤 俊博 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** ⑩

記

1 契約年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
福島市〇〇町〇番〇号 〇〇看板株式会社 代表取締役 福島 八郎

3 確認申請数 〇 枚

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数(a)	〇 枚	〇 枚
今回の数(b)	〇 枚	〇 枚
計 (a) + (b)	〇 枚	〇 枚
備考		

備考

- この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から福島県に提出してください。
- この申請書は、自動車等取付用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式6-2)

個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書

次の個人演説会場用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博様

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** 印

記

1 契約年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
福島市〇〇町〇番〇号 〇〇看板株式会社 代表取締役 福島 九郎

3 確認申請数 〇枚

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数(a)	〇枚	〇枚
今回の数(b)	〇枚	〇枚
計 (a)+(b)	〇枚	〇枚
備考		

備考

- この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から福島県に提出してください。
- この申請書は、個人演説会場用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式7-2)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** 印

記

- 1 契約年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
福島市〇〇町〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役 福島 十郎
- 3 確認申請枚数 0,000 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0,000 枚	0,000 枚
今回の枚数 (b)	0,000 枚	0,000 枚
枚数計 (a) + (b)	0,000 枚	0,000 枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から福島県に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

3 確認書（記載例）

（県選挙管理委員会 → 候補者）

注意 この様式は、

県選挙管理委員会が交付するものです。

(様式1-3)

第〇号

自動車燃料代確認書

公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号ロに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博 ㊟

記

- 1 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙
- 2 候補者の氏名 選挙太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
福島 〇〇〇 あ 〇〇〇〇
- 4 確認金額 〇〇, 〇〇〇 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、福島県に支払を請求することはできません。

(様式2-3)

第 〇 号

通常葉書作成枚数確認書

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定に基づき、次の通常葉書作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内であることを確認する。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博 ㊟

記

- 1 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙
- 2 候補者の氏名 選 挙 太 郎
- 3 確認枚数 〇〇, 〇〇〇 枚

備考

- 1 この確認書は、通常葉書作成枚数について確認を受けた候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した通常葉書作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、通常葉書作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。

(様式3-3)

第 〇 号

ビラ作成枚数確認書

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤 俊博 ㊟

記

1 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

2 候補者の氏名 選 挙 太 郎

3 確認枚数 〇〇, 〇〇〇 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。

(様式4-3)

第 〇 号

選挙事務所用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定に基づき、次の選挙事務所用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博 ㊞

記

1 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

2 候補者の氏名 選 挙 太 郎

3 確 認 数 〇 枚

備 考

- 1 この確認書は、選挙事務所用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。

(様式5-3)

第 〇 号

自動車等取付用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の自動車等取付用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博 ㊟

記

1 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

2 候補者の氏名 選 挙 太 郎

3 確 認 数 〇 枚

備 考

- 1 この確認書は、自動車等取付用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。

(様式6-3)

第 〇 号

個人演説会場用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の個人演説会場用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 遠藤俊博 ㊟

記

1 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

2 候補者の氏名 選 挙 太 郎

3 確 認 数 〇 枚

備 考

- 1 この確認書は、個人演説会場用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。

4 証 明 書 (記 載 例)

(候 補 者 → 契 約 業 者 等)

選挙運動用自動車使用証明書 (燃 料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 執行参議院福島県選出議員選挙

候 補 者 選 挙 太 郎 ⑩

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名		福島市〇〇町〇番〇号 〇〇石油株式会社 代表取締役 福島三郎		
燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車 の自動車登録番号又は 車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	福島〇〇あ〇〇〇〇	〇〇 ℓ	〇, 〇〇〇 円	※ 実際に供給した日ごと に記載すること。
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇・〇〇・〇〇	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が福島県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、福島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書 (運 転 手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 執行参議院福島県選出議員選挙

候 補 者 **選 挙 太 郎** ㊞

記

運転手の氏名及び住所	福島市〇〇町〇番〇号	福島四郎
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	〇〇, 〇〇〇 円	※ 実際に使用した日ごとに（1日当たりの金額が同じであっても）記載すること。
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇・ 〇〇・ 〇〇	〇〇, 〇〇〇	

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、福島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、福島県に支払を請求することはできません。

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選 拳 太 郎** ㊞

記

通常葉書作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福島市〇〇町〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役 福島五郎
作成枚数	〇〇, 〇〇〇 枚
作成金額	〇〇〇, 〇〇〇 円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、通常葉書作成業者ごとに別々に作成し、候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 2 通常葉書作成業者が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 45,000枚
 - (2) 限度額
イ 確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 7円95銭(単価) × 当該作成枚数 = 限度額

ロ 確認された作成枚数が35,000枚を超える場合
$$\frac{278,250 \text{ 円} + 6 \text{ 円}88 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 35,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}} = \text{単価 (1 銭未満の端数は切上げ)}$$

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** ⑩

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福島市〇〇町〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役 福島六郎
作成枚数	〇〇, 〇〇〇 枚
作成金額	〇〇〇, 〇〇〇 円
備考	(〇 種類 〇〇, 〇〇〇 枚)

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 160,000枚
 - (2) 限度額
 - イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
7円73銭(単価) × 当該作成枚数 = 限度額
 - ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
$$\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価 (1銭未満の端数は切上げ)}$$

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 執行参議院福島県選出議員選挙

候 補 者 **選 挙 太 郎** ㊞

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福島市〇〇町〇番〇号 〇〇看板株式会社 代表取締役 福島七郎
作 成 数	〇 枚
作 成 金 額	〇〇〇, 〇〇〇 円
備 考	

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 立札・看板作成業者が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
(1) 数 6 枚
(2) 限 度 額 56,613円 (単価) × 確認された作成数

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 執行参議院福島県選出議員選挙

候 補 者 **選 挙 太 郎** ㊞

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福島市〇〇町〇番〇号 〇〇看板株式会社 代表取締役 福島八郎
作 成 数	〇 枚
作 成 金 額	〇〇〇, 〇〇〇 円
備 考	

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 立札・看板作成業者が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
(1) 数 4 枚
(2) 限 度 額 53,601円 (単価) × 確認された作成数

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 執行参議院福島県選出議員選挙

候 補 者 **選 挙 太 郎** ㊞

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福島市〇〇町〇番〇号 〇〇看板株式会社 代表取締役 福島九郎
作 成 数	〇 枚
作 成 金 額	〇〇〇, 〇〇〇 円
備 考	

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 立札・看板作成業者が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
(1) 数 5 枚
(2) 限 度 額 40,954円 (単価) × 確認された作成数

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** 印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福島市〇〇町〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役 福島十郎
作成枚数	〇, 〇〇〇 枚
作成金額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	〇, 〇〇〇 箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

$$\frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は切上げ)}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

政見放送用録音・録画証明書

次のとおり政見放送用に録音又は録画したものであることを証明します。

令和〇年〇〇月〇〇日

令和〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

候補者 **選挙太郎** 印

記

録音又は録画の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 録音の場合	2 録画の場合
録音・録画業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	福島市〇〇町〇番〇号 株式会社〇〇企画代表取締役 福島 十一郎	
録音・録画一種類の単価	複製数	複製金額
〇〇,〇〇〇 円	〇〇	円

備考

- この証明書は、参議院選挙区選出議員の選挙の場合の証明書です。
- この証明書は、録音又は録画の実績に基づいて、録音・録画業者ごとに（同一業者が録音及び録画を共にする場合には、録音の場合と録画の場合を別葉にして）別々に作成し、候補者から録音・録画業者に提出してください。
- この証明書には、候補者が日本放送協会又は基幹放送事業者（公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。
- 録音・録画業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 公費負担の限度額は、録音・録画一種類につき次の金額までです。
 - 録音又は録画に要した金額 総務大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額
 - 複製に要した金額 総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額
- 日本放送協会及び基幹事業者において放送されなかつた録音・録画（公職選挙法第151条の2の規定により放送されなかつたものを除く。）に係る金額については、都道府県に支払を請求することはできません。

5 請 求 書 （ 記 載 例 ）

(契約業者等 → 県選挙管理委員会)

(様式 1 - 5)

請 求 書

(選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所 福島市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 株式会社〇〇タクシー

社 判

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役 福島 一郎

代表者之印

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

記

- 1 請 求 金 額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙
- 4 候補者の氏名 選挙太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	かぶしきかいしゃ まるまるたくしー だいひょうとりしまりやく ふくしまいちろう		
口座名	株式会社 〇〇タクシー 代表取締役 福島一郎		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式 1 - 6 その 1)

請求内訳書

[一般乗用旅客自動車運送事業者との
運送契約により自動車を使用した場合]

候補者氏名 蓮 孝 太 郎

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和〇〇年〇〇月〇〇日	円 台 円 000,000×1=000,000	円 台 円 64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	000,000×1=000,000	64,500×1 = 64,500	000,000円	
計			000,000円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(様式 1 - 5)

請 求 書

(選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所 福島市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 〇〇自動車工業 社 判

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役 福島 二郎 代表者之印

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

記

- 1 請 求 金 額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙
- 4 候補者の氏名 選 考 太 郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
金 融 機 関 コード	<u>〇〇〇〇</u>	支 店 コード	<u>〇〇〇</u>
預 金 種 別	<u>普通</u>	口 座 番 号	<u>〇〇〇〇〇〇〇</u>
ふ り が な	<u>かぶしきかいしゃ まるまるたくしー だいひょうとりしまりやく ふくしまいちろう</u>		
口 座 名	<u>株式会社 〇〇自動車工業 代表取締役 福島二郎</u>		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号のに規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

請求内訳書

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
との契約により自動車を使用した場合〕

1 自動車の借入れ

候補者氏名 選 学 太 郎

使用年月日	借入れ金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和00年00月00日	円 台 円 00,000 × 1 = 00,000	円 台 円 16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
令和00年00月00日	00,000 × 1 = 00,000	16,100 × 1 = 16,100	00,000 円	
計			000,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書

(選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所 福島市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 〇〇石油株式会社 社 判

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役 福島 三郎 代表者之印

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

記

- 1 請 求 金 額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙
- 4 候補者の氏名 選 考 太 郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	まるまるせきゆかぶしきかいしゃ だいひょうとりしまりやく ふくしまさぶろう		
口座名	〇〇石油株式会社 代表取締役 福島三郎		

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号のに規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式 1 - 6 その 2 (2))

請求内訳書

〔 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
との契約により自動車を使用した場合 〕

2 燃 料 代

候補者氏名 選 挙 太 郎

販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販 売 金 額 (イ)	基 準 限 度 額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	円 ℓ 円 〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	福島〇〇〇 あ〇〇〇〇	〇〇〇× 〇〇= 〇, 〇〇〇			
計		〇〇, 〇〇〇円			

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

公費負担請求に必要な給油伝票の例

【例1】

給油伝票を受け取ったときは、記載漏れがないか必ず確認してください。

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の記載。

※ 登録番号の記載がない場合、事業者の手書きで記載。

選挙運動期間中の供給年月日の記載。

納品書 有限会社△△石油

〇〇〇〇 様 〒〇〇〇-〇〇
 区△△町△△-△△
 〇〇〇〇-〇〇〇〇

日付 登録番号
 H〇〇.〇〇.〇〇 品川〇〇わ〇〇〇〇

商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	25.3ℓ	110円	2,783円

燃料供給量の記載。

燃料供給金額の記載。

【例2】

燃料供給量の記載。

納品書

〇〇年〇〇月〇〇日

売上
 〇〇〇〇 様
 登録番号
 品川〇〇わ〇〇〇〇
 レギュラーガソリン
 25.3ℓ
 @110 ¥2,783

合計 ¥2,783

有限会社△△石油
 △△区△△町△△-△△
 △
 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

選挙運動期間中の供給年月日の記載。

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の記載。
 ※ 登録番号の記載がない場合、事業者の手書きで記載。

燃料供給金額の記載。

(様式 1 - 5)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所 福島市〇〇町〇番〇号

氏 名 福島 四郎 ㊟

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

記

- 1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙
- 4 候補者の氏名 選挙 太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	ふくしま しろう		
口座名	福島 四郎		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号のに規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式 1 - 6 その 2 (3))

請求内訳書

3 運 転 手

[一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
との契約により自動車を使用した場合]

候補者氏名 蓮 孝 太 郎

雇 用 年 月 日	報 酬 (イ)	基準限度額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	12, 500 円	00, 000 円	
計			000, 000 円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(様式 2 - 5)

請 求 書

(通 常 葉 書 の 作 成)

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所 福島市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 〇〇印刷株式会社

社 判

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役 福島 五郎

代表者之印

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

記

- 1 請 求 金 額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙
- 4 候補者の氏名 選挙太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
金融機関コード	<u>〇〇〇〇</u>	支店コード	<u>〇〇〇</u>
預金種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>〇〇〇〇〇〇〇</u>
ふりがな	<u>まるまるいんさつかぶしきかいしゃ だいひょうとりしまりやく ふくしまごろう</u>		
口座名	<u>〇〇印刷株式会社 代表取締役 福島五郎</u>		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した通常葉書作成枚数確認書及び通常葉書作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

請 求 内 訳 書

(通 常 葉 書 の 作 成)

候補者氏名 選 孝 太 郎

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
0.00	00,000	000,000	0.00	00,000	000,000	0.00	00,000	000,000	

備考 1 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 7円95銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

$$\frac{278,250\text{円} + 6\text{円}88\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 35,000)}{\text{当該作成枚数}} \quad (1\text{銭未満の端数は切上げ})$$

2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(様式 3 - 5)

請 求 書

(ビ ラ の 作 成)

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所 福島市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 〇〇印刷株式会社

社 判

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役 福島 六郎

代表者之印

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

記

- 1 請 求 金 額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙
- 4 候補者の氏名 選挙太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
金融機関コード	<u>〇〇〇〇</u>	支店コード	<u>〇〇〇</u>
預金種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>〇〇〇〇〇〇〇</u>
ふりがな	<u>まるまるいんさつかぶしかいしゃ だいひょうとりしまりやく ふくしまろくろう</u>		
口座名	<u>〇〇印刷株式会社 代表取締役 福島六郎</u>		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

請 求 内 訳 書

(ビ ラ の 作 成)

候補者氏名 選 孝 太 郎

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
0.00	000,000	000,000	0.00	000,000	000,000	0.00	000,000	000,000	

備考 1 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7円73銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$386,500円 + 5円18銭 \times (\text{ビラ作成枚数} - 50,000)$$

・・・1銭未満の端数は切上げ

ビラ作成枚数

2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(様式 4 - 5)

請 求 書

(選挙事務所用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 2 第 2 項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所 福島市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 〇〇看板株式会社

社 判

法人の場合はその
代表者の氏名

代表取締役 福島 七郎

代表者之印

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

記

- 1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙
- 4 候補者の氏名 選挙太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	まるまるかんぱんかぶしきかいしゃ だいひょうとりしまりやく ふくしましちろう		
口座名	〇〇看板株式会社 代表取締役 福島七郎		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙事務所用立札・看板作成数確認書及び選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式 4 - 6)

請 求 内 訳 書

(選挙事務所用立札・看板の作成)

候補者氏名 選 挙 太 郎

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価	数	金 額	単 価	数	金 額	単 価	数	金 額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円		円	円		円	円		円	
00,000	0	000,000	56,613	0	000,000	00,000	0	000,000	

- 備考
- 1 (E) 欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
 - 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 - 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

(様式 5 - 5)

請 求 書

(自動車等取付用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所 福島市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 〇〇看板株式会社

社 判

法人の場合はその
代表者の氏名 代表取締役 福島 八郎

代表者之印

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

記

- 1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙
- 4 候補者の氏名 選挙太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	まるまるかんぱんかぶしきかいしゃ だいひょうとりしまりやく ふくしまはちろう		
口座名	〇〇看板株式会社 代表取締役 福島八郎		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した自動車等取付用立札・看板作成数確認書及び自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

(様式 5 - 6)

請 求 内 訳 書

(自動車等取付用立札・看板の作成)

候補者氏名 選 孝 太 郎

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価	数	金 額	単 価	数	金 額	単 価	数	金 額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円		円	円		円	円		円	
00,000	0	000,000	53,601	0	000,000	00,000	0	000,000	

- 備考
- 1 (E) 欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
 - 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 - 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

(様式 6 - 5)

請 求 書

(個人演説会場用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所 福島市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 〇〇看板株式会社

社 判

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役 福島 九郎

代表者之印

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

記

- 1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙
- 4 候補者の氏名 選挙太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
金融機関コード	<u>〇〇〇〇</u>	支店コード	<u>〇〇〇</u>
預金種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>〇〇〇〇〇〇〇</u>
ふりがな	<u>まるまるかんぱんかぶしきかいしゃ だいひょうとりしまりやく ふくしまくろう</u>		
口座名	<u>〇〇看板株式会社 代表取締役 福島九郎</u>		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した個人演説会場用立札・看板作成数確認書及び個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

請 求 内 訳 書

(個人演説会場用立札・看板の作成)

候補者氏名 選 孝 太 郎

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価	数	金 額	単 価	数	金 額	単 価	数	金 額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円		円	円		円	円		円	
00,000	0	000,000	40,954	0	000,000	00,000	0	000,000	

- 備考
- 1 (E) 欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
 - 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 - 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

請 求 書

(ポスターの作成)

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 内堀 雅雄 様

住 所 福島市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 〇〇印刷株式会社

社 判

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役 福島 十郎

代表者之印

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

記

- 1 請 求 金 額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙
- 4 候補者の氏名 選挙太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
金融機関コード	<u>〇〇〇〇</u>	支店コード	<u>〇〇〇</u>
預金種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>〇〇〇〇〇〇〇</u>
ふりがな	<u>まるまるかんぱんかぶしきかいしゃ だいひょうとりしまりやく ふくしまじゅうろう</u>		
口座名	<u>〇〇印刷株式会社 代表取締役 福島十郎</u>		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はその限りではありません。

請 求 内 訳 書

(ポスターの作成)

候補者氏名 選 挙 太 郎

選挙区に おける ポスター 掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
0,000	000	0,000	0,000,000	000	0,000	0,000,000	000	0,000	0,000,000	

備考 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)$$

----- 1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

3 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書

(政見放送用の録音・録画)

公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 3 において準用する第 1 1 0 条の 2 第 2 項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

住 所 福島市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 株式会社〇〇企画

法人の場合は
その代表者の氏名 代表取締役 福島十一郎

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

社判

代表者
之 印

1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和〇年〇〇月〇〇日執行参議院福島県選出議員選挙

4 候補者の氏名 選挙 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
金融機関コード	<u>〇〇〇〇</u>	支店コード	<u>〇〇〇</u>
預金種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>〇〇〇〇〇〇〇</u>
ふりがな	<u>かぶしきがいしゃまるまるまかく だいひょうとりしまりやく ふくしまとおいちろう</u>		
口座名	<u>株式会社〇〇企画 代表取締役 福島十一郎</u>		

備考

- この請求書は、候補者から受領した政見放送用の録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 内 訳 書

(1) 録音の場合

録音単価 (A)	録音基準 限度額 (B)	複製数	複製金額 (C)	複製基準 限度額 (D)	請求金額			備考
					録音に要 した金額 (E)	複製に要 した金額 (F)	計 (E) + (F) =(G)	
0000 円	226,000 円	0	0000 円	2,000 円	0000 円	0000 円	0000 円	

備考

- 1 (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 2 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

(2) 録画の場合

録画単価 (A)	録画基準 限度額 (B)	複製数	複製金額 (C)	複製基準 限度額 (D)	請求金額			備考
					録画に要 した金額 (E)	複製に要 した金額 (F)	計 (E) + (F) =(G)	
0000 円	2,873,000 円	0	0000 円	34,000 円	0000 円	0000 円	0000 円	

備考

- 1 (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 2 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

6 契約書見本（記載例）

既存の契約書様式があるときは、それを使用して結構ですが、この場合にも契約の一方の当事者は候補者本人であり、その申込意思と契約業者等の承諾意思とが契約書に明示されていることが必要です。

印紙税額 (参考)	記載された契約金額が1万円未満 1万円以上10万円以下 10万円を超え50万円以下 50万円を超え100万円以下	非課税 200円 400円 1千円
--------------	---	----------------------------

収入
印紙
割印

選挙運動用自動車運送契約書

参議院福島県選出議員選挙 候補者 **選挙太郎** (以下「甲」という。)と**株式会社〇〇タクシー** 代表取締役 **福島一郎** (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 使用目的
公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 自動車の種類及び登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 福島〇〇〇あ〇〇〇〇
- 台数 **1**台
- 使用期間
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの **〇〇**日間
- 契約金額 **〇〇〇, 〇〇〇**円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 **〇〇, 〇〇〇**円)
内 訳 1日 **〇〇, 〇〇〇**円 × **〇〇**日間

- 請求及び支払
この契約に基づく契約金額について、乙は、甲が公職選挙法第141条第8項の規定により自動車を無料で使用することができる場合、公職選挙法施行令第109条の4の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 参議院福島県選出議員選挙 候補者
住所 **福島市〇〇町〇番〇号**
氏名 **選挙太郎** ㊟

乙 住所 **福島市〇〇町〇番〇号**
名称 **株式会社〇〇タクシー** 社判
代表者 **代表取締役 福島一郎** 代表者之印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

参議院福島県選出議員選挙 候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社〇〇自動車工業代表取締役 福島二郎**（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的
公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 自動車の種類及び登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 福島〇〇〇あ〇〇〇〇
- 3 台 数 **1** 台
- 4 使用期間
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの **〇〇**日間
- 5 契約金額 **〇〇〇, 〇〇〇**円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 **〇, 〇〇〇**円）

内 訳 1日 **〇〇, 〇〇〇**円 × **〇〇**日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、甲が公職選挙法第141条第8項の規定により自動車を無料で使用することができる場合、公職選挙法施行令第109条の4の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 参議院福島県選出議員選挙 候補者

住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

氏 名 **選挙太郎**

Ⓜ

乙 住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

名 称 **株式会社〇〇自動車工業**

社 判

代 表 者 **代表取締役 福島 二郎**

代表者之印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

(単価契約用)

参議院福島県選出議員選挙 候補者 **選挙太郎** (以下「甲」という。)と**〇〇石油株式会社代表取締役 福島三郎** (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 燃料供給を受ける自動車の種類及び登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 福島〇〇あ〇〇〇〇
- 2 供給する期間
令和**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日から令和**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日までの **〇〇**日間
- 3 契約油種 **レギュラーガソリン**
- 4 契約単価 1リットル当たり**〇〇〇. 〇〇**円 (税込み)
- 5 購入予定数量 **〇〇〇リットル**
- 6 購入予定金額 **〇〇, 〇〇〇**円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 **〇, 〇〇〇**円)

7 請求及び支払

この契約に基づく単価に上記2の期間中、甲が購入した数量及び消費税を乗じた額 (以下、「購入金額」) について、乙は、甲が公職選挙法第141条第8項の規定により自動車を無料で使用することができる場合、公職選挙法施行令第109条の4の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、購入金額 (契約単価×実際の購入数量×税) に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、購入金額 (契約単価×実際の購入数量×税) の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日

甲 参議院福島県選出議員選挙 候補者

住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

氏 名 **選挙太郎**

㊟

乙 住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

名 称 **〇〇石油株式会社**

社 判

代 表 者 **代表取締役 福島 三郎**

代表者之印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

(単価契約以外用)

参議院福島県選出議員選挙 候補者 **選挙太郎** (以下「甲」という。)と**〇〇石油株式会社代表取締役 福島三郎** (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 燃料供給を受ける自動車の種類及び登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 **福島〇〇〇あ〇〇〇〇**
- 2 供給する期間
令和**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日から令和**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日までの **〇〇**日間
- 3 契約油種 **レギュラーガソリン**
- 4 契約金額 **〇〇, 〇〇〇**円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 **〇, 〇〇〇**円)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、甲が公職選挙法第141条第8項の規定により自動車を無料で使用することができる場合、公職選挙法施行令第109条の4の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は福島県には請求ができない。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

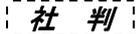
令和**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日

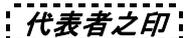
甲 参議院福島県選出議員選挙 候補者

住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

氏 名 **選挙太郎** 

乙 住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

名 称 **〇〇石油株式会社** 

代 表 者 **代表取締役 福島 三郎** 

選挙運動用自動車運転契約書

参議院福島県選出議員選挙 候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と **福島四郎**（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 自動車の種類及び登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 福島000あ0000
- 2 運転する期間
令和00年00月00日から令和00年00月00日までの 00日間
- 3 契約金額 **000,000円**
内 訳 1日 **00,000円** × 00日間

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、甲が公職選挙法第141条第8項の規定により自動車を無料で使用することができる場合、公職選挙法施行令第109条の4の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和00年00月00日

甲 参議院福島県選出議員選挙 候補者

住 所 **福島市00町0番00号**

氏 名 **選挙太郎** ㊟

乙 住 所 **福島市00町0番0号**

氏 名 **福島四郎** ㊟

印紙税額 (参考)	記載された契約金額が1万円未満 1万円以上100万円以下 100万円を超え200万円以下 200万円を超え300万円以下	非課税 200円 400円 1千円
--------------	---	----------------------------

収入
印紙
割印

通常葉書作成契約書

参議院福島県選出議員選挙 候補者 **選挙太郎** (以下「甲」という。)と**〇〇印刷株式会社代表取締役福島五郎** (以下「乙」という。)は、選挙運動用通常葉書の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名
公職選挙法第142条に定める選挙運動用通常葉書
- 数量 **〇〇, 〇〇〇**枚
- 契約金額 **〇〇〇, 〇〇〇**円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額**〇〇, 〇〇〇**円)
(税込単価 **〇**円**〇〇**銭)
- 納入期限 令和**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、甲が公職選挙法第142条第11項の規定により選挙運動用通常葉書を無料で作成することができる場合は、公職選挙法施行令第109条の7の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日

甲 参議院福島県選出議員選挙 候補者

住 所 **福島市〇〇町〇番〇〇号**

氏 名 **選挙太郎**

Ⓜ

乙 住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

名 称 **〇〇印刷株式会社**

社判

代表者 **代表取締役 福島 五郎**

代表者之印

印紙税額 (参考)	記載された契約金額が1万円未満	非課税
	1万円以上100万円以下	200円
	100万円を超え200万円以下	400円
	200万円を超え300万円以下	1千円

収入
印紙
割印

ビラ作成契約書

参議院福島県選出議員選挙 候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**〇〇印刷株式会社代表取締役福島六郎**（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名
公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ
- 数量 **〇〇, 〇〇〇枚**
- 契約金額 **〇〇〇, 〇〇〇円**（うち取引に係る消費税及び地方消費税額**〇〇, 〇〇〇円**）
（税込単価 **〇円〇〇銭**）
- 納入期限 令和**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日
- 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、甲が公職選挙法第142条第11項の規定により選挙運動用ビラを無料で作成することができる場合は、公職選挙法施行令第109条の8の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日

甲	参議院福島県選出議員選挙 候補者	
住所	福島市〇〇町〇番〇号	
氏名	選挙太郎	印
乙	住所 福島市〇〇町〇番〇号	
名称	〇〇印刷株式会社	社判
代表者	代表取締役 福島 六郎	代表者之印

印紙税額 (参考)	記載された契約金額が1万円未満 1万円以上100万円以下 100万円を超え200万円以下 200万円を超え300万円以下	非課税 200円 400円 1千円
--------------	---	----------------------------

収入
紙
割印
印

選挙事務所用立札・看板作成契約書

参議院福島県選出議員選挙 候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と **〇〇看板株式会社代表取締役福島七郎**（以下「乙」という。）は、選挙事務所用立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名
公職選挙法第143条に定める選挙事務所用立札・看板
- 数量
〇枚
- 契約金額
〇〇〇,〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇,〇〇〇円）
（税込単価 〇〇,〇〇〇円）
- 納入期限
令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、甲が公職選挙法第143条第14項の規定により選挙事務所用立札・看板を無料で作成することができる場合は、公職選挙法施行令第110条の2の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 参議院福島県選出議員選挙 候補者

住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

氏 名 **選挙太郎**

印

乙 住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

名 称 **〇〇看板株式会社**

社判

代 表 者 **代表取締役 福島 七郎**

代表者之印

印紙税額 (参考)	記載された契約金額が1万円未満	非課税
	1万円以上100万円以下	200円
	100万円を超え200万円以下	400円
	200万円を超え300万円以下	1千円

収入
印紙
割印

自動車等取付用立札・看板作成契約書

参議院福島県選出議員選挙 候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**〇〇看板株式会社代表取締役福島八郎**（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車等取付用立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名
公職選挙法第143条に定める選挙運動用自動車等取付用立札・看板
- 数量
〇枚
- 契約金額
〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇, 〇〇〇円）
（税込単価 〇〇, 〇〇〇円）
- 納入期限
令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、甲が公職選挙法第143条第14項の規定により選挙運動用自動車等取付用立札・看板を無料で作成することができる場合は、公職選挙法施行令第110条の3の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 参議院福島県選出議員選挙 候補者

住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

氏 名 **選挙太郎** 

乙 住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

名 称 **〇〇看板株式会社** 社判

代 表 者 **代表取締役 福島 八郎** 代表者之印

印紙税額 (参考)	記載された契約金額が1万円未満	非課税
	1万円以上100万円以下	200円
	100万円を超え200万円以下	400円
	200万円を超え300万円以下	1千円

収入
印紙
割印

個人演説会場用立札・看板作成契約書

参議院福島県選出議員選挙 候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**〇〇看板株式会社代表取締役福島九郎**（以下「乙」という。）は、個人演説会場用立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名
公職選挙法第164条の2に定める個人演説会場用立札・看板
- 数量
〇枚
- 契約金額
〇〇〇,〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〇,〇〇〇円）
（税込単価〇〇,〇〇〇円）
- 納入期限
令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、甲が公職選挙法第164条の2第6項の規定により個人演説会場用立札・看板を無料で作成することができる場合は、公職選挙法施行令第125条の3の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 参議院福島県選出議員選挙 候補者

住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

氏 名 **選挙太郎** ㊟

乙 住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

名 称 **〇〇看板株式会社** 社判

代 表 者 **代表取締役 福島 九郎** 代表者之印

印紙税額 (参考)	記載された契約金額が1万円未満 1万円以上100万円以下 100万円を超え200万円以下 200万円を超え300万円以下	非課税 200円 400円 1千円
--------------	---	----------------------------

収入
印紙
割印

ポスター作成契約書

参議院福島県選出議員選挙 候補者 **選挙太郎** (以下「甲」という。)と**〇〇印刷株式会社代表取締役 福島十郎** (以下「乙」という。)は、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名
公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
- 数量
0,000 枚
- 契約金額
0,000,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額**00,000**円)
(税込単価 **000**円**00**銭)
- 納入期限
令和**00**年**00**月**00**日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、甲が公職選挙法第143条第14項の規定により選挙運動用ポスターを無料で作成することができる場合は、公職選挙法施行令第110条の4の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和**00**年**00**月**00**日

甲 参議院福島県選出議員選挙 候補者

住所 **福島市〇〇町〇番〇号**

氏名 **選挙太郎** ㊟

乙 住所 **福島市〇〇町〇番〇号**

名称 **〇〇印刷株式会社** 社判

代表者 **代表取締役 福島 十郎** 代表者之印

印紙税額 (参考)	記載された契約金額が1万円未満 1万円以上100万円以下 100万円を超え200万円以下 200万円を超え300万円以下	非課税 200円 400円 1千円
--------------	---	----------------------------

収入
 紙割
 印

政見放送用の録音・録画に関する契約書

参議院福島県選出議員選挙 候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社〇〇企画**（以下「乙」という。）は、政見放送における持込みビデオ方式を選択する場合の録音・録画の制作及び複製について次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第150条に基づく政見放送用録音・録画

2 契約金額 〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

3 内 訳

(1) 録音	一 種類	〇〇〇,〇〇〇円 (税込)
	複製〇本	〇〇,〇〇〇円 (税込)
(2) 録画	一 種類	〇〇〇,〇〇〇円 (税込)
	複製〇本	〇〇,〇〇〇円 (税込)

4 納入期限 令和〇年〇〇月〇〇日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、甲が公職選挙法第150条第1項の規定により無料で放送することができる場合、公職選挙法施行令第111条の5の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲	参議院福島県選出議員選挙 候補者		
	住 所	福島市〇〇町〇番〇号	
	氏 名	選挙太郎	①
乙	住 所	福島市〇〇町〇番〇号	
	名 称	株式会社〇〇企画	①
	代 表 者	代表取締役 福島 十一郎	①